

自動車保有関係手続のワンストップサービスの 利用促進に関する感謝状の贈呈について (第9回)

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）の普及・利用促進に貢献をした自動車販売事業者（別紙参照）に対し、自動車局長から感謝状を下記の通り贈呈されました。

1. 日 時 平成24年4月5日（木） 15時30分から
2. 式 場 東京プリンスホテル
3. 贈呈対象者数 211社

なお、平成17年12月26日から開始したOSSは、自動車を保有するために必要な多くの手続（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等）を、オンラインで一括して行うことができるものです。現在、岩手県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県で稼働しています。

この普及・利用の促進のため、多大な貢献をした自動車販売事業者に対し、利用実績等に基づき感謝状を贈呈することとしており、第9回目となる今回は平成23年1月から同年12月までの自動車の登録を対象としております。

<今回の感謝状の贈呈基準について>

平成23年実績に基づく感謝状は、以下の各号のいずれかに該当する者に贈呈いたしました。

- (1) 1年間のOSSの登録台数が2000台以上である自動車販売事業者
- (2) OSS登録が新車新規登録全体の30%以上である自動車販売事業者、
又は
- (3) 期間を通じての利用率が30%を超え、かつ、特定の期間（1か月以上）
においては利用率が50%を超えた地域の団体であって、自動車交通局長が適当と認めた者。

今回は、(1) 又は (2) を満たした者に贈呈を行いました。